

年金定期プラス 規定

預金について

- ① 本定期預金は「年金定期プラス」と称します。
- ② 本定期預金の預金対象は「年金定期預金」をご契約しているお客様で、現行の「年金定期預金」の限度額 500 万円まで達している方に限ります。
- ③ 本定期預金のお預け入れ期間は 1 年です。
- ④ お預け入れ金額は 10 万円以上 500 万円以下です。お一人につき 500 万円までとさせていただきます。
- ⑤ お預け入れ時の年金定期預金の利率を満期日まで適用します。
- ⑥ 本定期預金は自由金利型定期預金であり、自動継続定期預金にてお預かりいたします。自動継続は元金継続(利払式)のみのお取扱いとなります。
- ⑦ 自動継続時は満期時の「年金定期プラス」の利率にて継続いたします。
- ⑧ 満期時に年金お受取口座への年金のお振込の中断が確認された場合は、お客様へ通知することなく自動継続を停止し、満期日以後は普通預金利率とさせていただきます。
- ⑨ 本定期預金の利率は、年 1 回(4 月 1 日)に見直しします。なお、金利情報は店頭で入手できます。
- ⑩ この規定に定めのないものについては当組合が別途定める「自動継続自由金利型定期預金 (M 型) 規定」によるものとします。

2023 年 4 月 3 日改定

横浜幸銀信用組合

(ご参考)

「年金定期プラス」は預金保険制度の対象であり、同保険制度の範囲内で保護されます。

預金保険制度の詳細につきましては、預金保険機構のホームページなどをご参照ください。

(<https://www.dic.go.jp/index.html>)